



平成24年10月30日

各位

会社名：東京瓦斯株式会社
代表者名：代表取締役社長 岡本 毅
(コード:9531 東証・大証・名証第1部)
問合せ先：総務部総務グループマネージャー 三橋 和夫
(TEL. : (03) - 5400 - 3894)

ガス料金改定の届出について

当社は、本日開催の取締役会において、別紙のとおり決定し、経済産業大臣に届出を行いましたので、お知らせいたします。

以上

平成 24 年 10 月 30 日

東京ガス株式会社

「地球温暖化対策のための税」の導入に伴う ガス料金の改定について

東京ガス株式会社（社長：岡本 毅）は、「地球温暖化対策のための税」が導入されることに伴い、本年 12 月 1 日を実施日とする一般ガス供給約款および選択約款の変更を、本日、経済産業大臣に届出いたしました。本税のガス料金への反映は平成 25 年 1 月検針分から行います。

「地球温暖化対策のための税」は、税制による地球温暖化対策の強化および、二酸化炭素排出抑制のための諸施策を実施していく観点から、「地球温暖化対策のための課税の特例（租税特別措置法 平成 24 年 10 月 1 日施行）」に基づき、本年 10 月 1 日に導入されました。

本改定により、東京地区等および鴻巣中南部地区では 1m^3 (45MJ) につき 0.21 円、群馬地区および群馬南地区では 1m^3 (43.14MJ) につき 0.18 円（ともに消費税込）をそれぞれ基準単位数に上乗せいたします。これによる標準家庭※における影響額は、東京地区等および鴻巣中南部地区では月額 6～7 円（消費税込）、群馬地区および群馬南地区では月額 5～6 円（消費税込）となります。

なお、平成 25 年 1 月検針分に適用される調整単位数、ならびに標準家庭※における月額ガス料金は、「原料費調整制度」による調整額が決定する 11 月末に、改めてお知らせいたします。

当社は今後も引き続き経営効率化を推進するとともに、天然ガスシフトの実現、および首都圏のエネルギー需給への貢献に向けた基盤整備、供給信頼性・安全性の向上、省エネルギー・地球温暖化防止の推進に努めてまいります。

※ご家庭 1 件の 1 ヶ月あたりの平均使用量（平成 18 年度～平成 22 年度）に基づき算定しています。東京地区等および鴻巣中南部地区では 32m^3 (45MJ)、群馬地区および群馬南地区では 33m^3 (43.14MJ) です。

以上

<参考>「地球温暖化対策のための税」の導入に伴うガス料金の改定内容

1. 実施日

実施日は平成 24 年 12 月 1 日とし、料金への反映は平成 25 年 1 月検針分からといたします。

2. 供給約款

東京地区等および鴻巣中南部地区では、 1 m^3 (45MJ) につき 0.21 円、群馬地区および群馬南地区では 1 m^3 (43.14MJ) につき 0.18 円 (ともに消費税込) をそれぞれ基準単
位料金に上乘せいたします。

(1) 供給約款 [新]料金表

①東京地区等 (消費税込・ $45\text{ MJ}/\text{m}^3$)

	月間ご使用量	基本料金 (円/月)	[新]基準単 位料金 (円/ m^3)
料金表 A	0 m^3 から 20 m^3 まで	724.50	153.18
料金表 B	20 m^3 をこえ 80 m^3 まで	1,110.90	133.86
料金表 C	80 m^3 をこえ 200 m^3 まで	1,312.50	131.34
料金表 D	200 m^3 をこえ 500 m^3 まで	1,774.50	129.03
料金表 E	500 m^3 をこえ 800 m^3 まで	6,709.50	119.16
料金表 F	800 m^3 をこえる場合	12,589.50	111.81

- ・ 各月のご使用量に応じて、A～Fの各料金表を適用します。
- ・ A～Fの各料金表の適用区分の使用量および基本料金は変更ありません。
- ・ [新]基準単
位料金は、平成 23 年 9～11 月の平均原料価格 66,180 円/ t に基づくもので、
毎月の料金に適用する調整単
位料金は、上記の基準単
位料金に原料費調整制度に基づ
く調整額を加算または減算して算定します。
- ・ 平成 25 年 1 月検針分に適用する調整単
位料金、ならびに標準家庭における月額ガス料
金は、原料費調整制度に基づ
く調整額が決定する 11 月末にお知らせします。

②鴻巣中南部地区（消費税込・45MJ/m³）

	月間ご使用量	基本料金 (円/月)	[新]基準単位料金 (円/m ³)
料金表A	0m ³ から20m ³ まで	735.00	146.89
料金表B	20m ³ をこえ80m ³ まで	810.60	143.11
料金表C	80m ³ をこえ200m ³ まで	894.60	142.06
料金表D	200m ³ をこえ500m ³ まで	936.60	141.85
料金表E	500m ³ をこえ800m ³ まで	1,461.60	140.80
料金表F	800m ³ をこえる場合	2,301.60	139.75

- ・各月のご使用量に応じて、A～Fの各料金表を適用します。
- ・A～Fの各料金表の適用区分の使用量および基本料金は変更ありません。
- ・[新]基準単位料金は、平成23年9～11月の平均原料価格66,180円/tに基づくもので、毎月の料金に適用する調整単位料金は、上記の基準単位料金に原料費調整制度に基づく調整額を加算または減算して算定します。
- ・平成25年1月検針分に適用する調整単位料金、ならびに標準家庭における月額ガス料金は、原料費調整制度に基づく調整額が決定する11月末にお知らせします。

③群馬地区（消費税込・43.14MJ/m³）

	月間ご使用量	基本料金 (円/月)	[新]基準単位料金 (円/m ³)
料金表A	0m ³ から26m ³ まで	724.50	124.43
料金表B	26m ³ をこえ522m ³ まで	1,232.28	104.90
料金表C	522m ³ をこえる場合	7,151.76	93.56

- ・各月のご使用量に応じて、A～Cの各料金表を適用します。
- ・A～Cの各料金表の適用区分の使用量および基本料金は変更ありません。
- ・[新]基準単位料金は、平成23年9～11月の平均原料価格17,890円/tに基づくもので、毎月の料金に適用する調整単位料金は、上記の基準単位料金に原料費調整制度に基づく調整額を加算または減算して算定します。
- ・平成25年1月検針分に適用する調整単位料金、ならびに標準家庭における月額ガス料金は、原料費調整制度に基づく調整額が決定する11月末にお知らせします。

④群馬南地区（消費税込・43.14MJ/m³）

	月間ご使用量	基本料金 (円/月)	[新]基準単位料金 (円/m ³)
料金表A	0m ³ から23m ³ まで	724.50	112.88
料金表B	23m ³ をこえ233m ³ まで	882.00	106.14
料金表C	233m ³ をこえる場合	2,457.00	99.40

- ・各月のご使用量に応じて、A～Cの各料金表を適用します。
- ・A～Cの各料金表の適用区分の使用量および基本料金は変更ありません。
- ・[新]基準単位料金は、平成21年9～11月の平均原料価格11,380円/tに基づくもので、毎月の料金に適用する調整単位料金は、上記の基準単位料金に原料費調整制度に基づく調整額を加算または減算して算定します。
- ・平成25年1月検針分に適用する調整単位料金、ならびに標準家庭における月額ガス料金は、原料費調整制度に基づく調整額が決定する11月末にお知らせします。

3. 選択約款

東京地区等および鴻巣中南部地区では、 1m^3 (45MJ) につき 0.21 円、群馬地区および群馬南地区では 1m^3 (43.14MJ) につき 0.18 円 (ともに消費税込) をそれぞれ各料金表の基準単位料金に上乗せいたします。

以上